

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 27 年 8 月 28 日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 契約予定件名

旧守山小学校既存建物複合施設化改修工事に伴う基本構想（素案）策定  
支援業務委託

#### (2) 業務内容

旧守山小学校の既存校舎棟・体育館棟等を活用し、「守山小学校後利用方針」で示された機能を取り入れた複合施設の基本構想策定支援に係わる業務を委託する。

（上記支援業務には、既存校舎棟・体育館棟等を引き続き使用する場合の建築基準法等の法令上の課題の抽出と整理及び用途変更等の法的手続きの補助を含む）

なお、上記業務は平成 27 年度中に基本構想（素案）を取りまとめ、28 年度に建築基準法等の法令上の課題及び法的手続きについて関係所管との協議の上、基本構想を作成する。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日まで（予定）

### 2 参加資格

次の要件を満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること、及び同条第 2 項による措置を現に受けていない者であること。

(2) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。

(3) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付における建築設計の共同格付（順位）が 1 位から 200 位以内の建築設計事務所であること。（基準日：参加表明書提出日現在）

(4) 平成 17 年度以降に地方公共団体の複合施設及び認可保育園の新築または改築の設計業務に主体的に携わった建築設計事務所であること。

### 3 1 次提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 2次提案書の提出者を選定するための評価基準（1次審査）

公共施設の建築に対する基本的な考え方

- (1) 今後の公共施設、特に公共施設の複合化に際して求められるもの
- (2) 環境への配慮及び建設に関するコスト削減に対する取り組み実績
- (3) 小学校跡地に開設する公共施設と地域のかかわり

5 2次提案書を特定するための評価基準（2次審査）

- (1) 施設の特性を踏まえ、既存建物を有効活用した施設設計
- (2) 安全・安心な施設づくり
- (3) 既存建物の再利用に関するコスト等トータルコストの削減
- (4) 環境配慮 等

6 手続き等

(1) 担当課

〒155-8666 東京都世田谷区北沢2丁目8番18号 北沢タウンホール8F  
世田谷区北沢総合支所 地域振興課 生涯学習・施設  
電話番号 03-5478-8045 ファクシミリ番号 03-5478-8004

(2) 募集要領の交付期間並びに交付場所及び方法

交付期間

平成27年8月28日（金）から平成27年9月16日（水）まで  
土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで

交付場所及び方法

1. 世田谷区ホームページからダウンロード

[トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#)  
[住まい・建築・区施設整備](#)にて公開

2. 上記(1)にて窓口配布。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限 平成27年9月16日（水）まで  
土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで

場所 上記(1)に同じ。

方法 持参または郵送（締切日必着）

郵送は、書留郵便に限る。また、到着について必ず上記(1)へ電話で確認すること。

(4) 1次提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

日時 平成27年10月1日(木)まで

土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで

場所 上記(1)に同じ。

方法 持参または郵送(締切日必着)

郵送は、書留郵便に限る。また、到着について必ず上記(1)へ電話で確認すること。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有(旧守山小学校既存建物複合施設化改修工事に伴う基本構想策定支援業務委託)

(旧守山小学校既存建物複合施設化改修工事に伴う基本設計業務委託)

(旧守山小学校既存建物複合施設化改修工事に伴う実施設計業務委託)

(旧守山小学校既存建物複合施設化改修工事の工事監理業務)

契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

上記6(1)に同じ

(6) 提案書の提出後に上記2の参加資格に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。ただし、上記2(3)については、参加表明書提出日にその要件を満たしていれば良いものとする。

(7) 本件について、参加表明を行った者の商号・名称及び提案書の採点結果を世田谷区のホームページ等で公表することがある。

(8) 詳細は、募集要領による。